

# 空家の

**着手前の申請が必要です！**

## 適正管理促進補助金、活用促進補助金のご案内

<対象空家> 空家バンクに登録する一戸建て住宅（併用住宅を含む。）

<条件> ・空家の所有者が、居住又は使用するための空家でないこと。  
・空家の所有者が、3親等以内の親族に譲渡、売買又は賃貸する空家でないこと。  
※購入者又は賃借者は除く。

### 適正管理促進補助金

<対象者> 空家の所有者      <補助額> 対象経費の1/3の金額（上限20万円）

<対象経費> 1 空家の家財道具の片づけに要する委託経費  
※秦野市一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者に委託した経費に限る。  
2 空家の庭木の伐採に要する委託経費  
※市内施工事業者に委託した経費に限る。

<申請書類> 1 適正管理促進補助金交付申請書（第1号様式）      3 同意書（第2号様式）  
2 委託契約書又は見積書の写し      4 現況写真

<その他> 着手後は、実績報告書（第3号様式）に領収書又は支払証明書の写し、完了後の写真を添付の上、提出してください。

### 活用促進補助金

<対象者> 次のいずれかに該当する者      <補助額> 対象経費の1/3の金額（上限50万円）  
・空家の所有者  
・空家の購入者又は賃借者

<対象経費> 空家のリフォームに要する施工経費  
※市内施工事業者によるリフォームに限る。  
※施工箇所が市の他の補助金の交付を受けていないこと。

<申請書類> 1 活用促進補助金交付申請書（第1号様式）      5 同意書（第2号様式）  
2 リフォームに係る契約書又は見積書の写し      6 現況写真（外観+施工箇所）  
3 登記事項証明書（全部事項証明書）  
4 建築確認申請書の写し（建築基準法等に基づく建築確認が必要な場合に限る。）

**<購入者又は賃借者が申請する場合は、次の書類も必要です。>**

7 売買又は賃貸借に係る契約書の写し  
8 売買又は賃貸に係る空家所有者の同意書の写し（契約締結前の購入者又は賃借者に限る。）

<その他> 着手後は、実績報告書（第3号様式）に領収書又は支払証明書の写し、完了後の写真を添付の上、提出してください。※申請時に建築確認申請書の写しを提出した場合は、建築確認済証も添付してください。

<問い合わせ先> 秦野市 交通住宅課 TEL：0463-82-9642（直通）  
E-mail：koutsu@city.hadano.kanagawa.jp